

山梨県公報

号外第四十四号

令和四年

十月二十一日

金 曜 日

目 次

人事委員会

○山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十一日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証の交付を受けている場合にあつては当該」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の下に「添えて」を加え、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第十条第五項中「第一項ただし書」を「前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、同項ただし書」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第

二号中「受給期間延長通知書及び」を「交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証の交付を受けている場合にあつては当該」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第十条第三項中「第一項に規定する」を「第一項の」に、「受給期間延長通知書を交付するとともに」を「受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）」において、「知事は」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に行わなければならない。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十条の次に次の三条を加える。

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業)

第十条の二 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十三条第三号イに規定する就業手当又は同号ロに規定する再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員)

第十条の三 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十条の四

条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による同項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証の交付を受けている場合にあつては当該受給資格証を添えて知事に提出することによつて行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合
交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証の交付を受けている場合にあつては当該受給資格証

5 第十条第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、同条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、同条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。